

別紙2

令和8年度～令和13年度 鹿島市学校施設空調設備貸借

										既存集中リモコン設置状況		
学校数	部屋数	学校名	教室名	新設/更新	面積 (㎡)		機器仕様	冷房/暖房能力	室外機仕様	日立：セントラルステーション適温適所EZ	ダイキン：DCL401B1	想定 電源供給箇所
1	1	鹿島小学校	3階 理科室	新設	123.48㎡	(12.6m×9.8m)	天井吊り型 (ツイン同時マルチ) 1台	25.0kw/28.0kw	通常 防護ネット	○	-	1 階外部既存M-1より
2	2	能古見小学校	2階 理科室	新設	97.20㎡	(13.5m×7.2m)	天井吊り型 (ツイン同時マルチ) 1台	20.0kw/22.4kw	通常 風向調整板	○	○	屋上キュービクルより
	3	能古見小学校	2階 多目的室	新設	64.80㎡	(9m×7.2m)	天井吊り型 (ツイン同時マルチ) 1台	14.0kw/16.0kw	通常 防護ネット			
3	4	古枝小学校	2階 理科室	新設	129.60㎡	(13.5m×9.6m)	天井吊り型 (シングル) 2台	14.0kw/16.0kw	通常 防護ネット	○	-	1 階外部既存空調盤(南)M-2より
	5	古枝小学校	3階 音楽室	新設	129.60㎡	(13.5m×9.6m)	天井吊り型 (シングル) 2台	14.0kw/16.0kw	通常 防護ネット			1 階外部既存空調盤(北)M-1より
4	6	北鹿島小学校	1階 音楽室	更新	108.00㎡	(12m×9m)	天井吊り型 (ツイン同時マルチ) 1台	20.0kw/22.4kw	塩害仕様 防護ネット	○	○	既存開閉器より
5	7	七浦小学校	3階 理科室	新設	97.20㎡	(13.5m×7.2m)	天井吊り型 (ツイン同時マルチ) 1台	20.0kw/22.4kw	耐重塩害 防護ネット	○	○	2 階外部既存北2F M-4より
6	8	明倫小学校	2階 理科室	新設	86.40㎡	(12m×7.2m)	天井吊り型 (ツイン同時マルチ) 1台	20.0kw/22.4kw	塩害仕様 防護ネット	○	-	1 階外部既存空調分岐盤より
7	9	西部中学校	1階 金工室	新設	86.40㎡	(12m×7.2m)	天井吊り型 (シングル) 2台	14.0kw/16.0kw	通常 防護ネット	○	-	1 階外部既存動力盤 (第一理科室)
	10	西部中学校	2階 教室	新設	64.80㎡	(9m×7.2m)	天井吊り型 (ツイン同時マルチ) 1台	14.0kw/16.0kw	通常 防護ネット			

※各学校に集中リモコンを設置するものとして、職員室又は事務室にて管理できるようにするものとする。
 ・上記既存リモコンを活用できる場合は新たに集中リモコンを設置する必要はない。
 ・集中リモコンの機能は以下のとおり
 運転/停止、運転モード、温度設定、風速設定、手元許可/禁止

別紙3

設置スケジュール(案)

		令和8年度												
	工事箇所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	鹿島小学校				空調設備選定・設置期間		リース開始→							
2	能古見小学校						リース開始→							
3	古枝小学校						リース開始→							
4	北鹿島小学校						リース開始→							
5	七浦小学校						リース開始→							
6	明倫小学校													
7	西部中学校							リース開始→						

別紙4 アスベスト含有調査状況

No	設置学校	住所	建築年	設置教室	調査状況※	備考
1	鹿島小学校	鹿島市大字高津原231番地のイ	S59.7	理科室	未実施	
2	能古見小学校	鹿島市大字山浦甲2246番地	S55.2	児童会室	未実施	
			S56.2	音楽室	未実施	
3	古枝小学校	鹿島市古枝甲1248番地の2	S57.12	理科室	未実施	
				音楽室	未実施	
4	北鹿島小学校	鹿島市大字常広420番地	S63.9	音楽室	未実施	
5	七浦小学校	鹿島市大字音成戊1563番地	S54.3	理科室	未実施	
6	明倫小学校	鹿島市大字納富分甲59番地	H3.1	理科室	未実施	
7	西部中学校	鹿島市大字納富分1435番地	S49.3	教室	実施済み(含有あり)	外壁塗装 建材:アクリルリシン吹付 クリソタイル 含有あり 推定含有率0.1~5% レベル3
			S51.6	金工室	未実施	

※アスベストレベル1.2がないことは確認済みである

別紙 5 環境省交付金交付対象事業費

環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領 別表第1(交付対象事業費)」

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費)
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって

			て、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	附帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事(交付要件に定める柵塀に係る工事を含む。)に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合において、これに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。